

日本学生支援機構奨学金 在学猶予願の提出について

名古屋大学 学生支援課

奨学金貸与終了後、大学に在学している場合（以下の場合）、在学猶予願を提出することにより卒業（修了）予定期まで返還期限が猶予されます（在学猶予）。在学猶予を希望する者は、下記のとおり在学猶予願を提出してください。

◆平成29年4月に名古屋大学に入学（進学）した場合

※予約採用で、進学届提出時に前奨学生番号を入力して提出した場合、在学猶予願を提出する必要はありません。なお、予約採用を辞退した場合は在学猶予願を提出する必要があります。

◆奨学金を辞退した場合

◆留年により卒業期が延期された場合

※在学猶予願は1年ごとに提出が必要です。

提出方法	在学猶予を希望する者は、日本学生支援機構のスカラネット PS にログインして、「各種届願・繰上」から提出してください。
	※スカラネット PS の登録が完了していない場合は、登録してください。
提出手順	名古屋大学ウェブサイトに掲載されていますので、確認してください。
	「名古屋大学」→「教育／キャンパスライフ」 →「入学後に受けられる各種免除制度・奨学支援」→「日本学生支援機構(JASSO)奨学金」 http://www.nagoya-u.ac.jp/academics/scholarship/index.html
提出締切	所属学部・研究科の奨学金事務担当係で確認してください。 ※6月以降は、毎月15日を提出締切とします。 ただし、12月および3月は、10日を提出締切とします。

【注意事項】

- ・在学猶予願を提出しない場合、**貸与終了後7ヶ月目から奨学金の返還が始まります。**
返還期限の猶予を希望する者は、貸与終了後、速やかに在学猶予願を提出してください。
- ・在学猶予願提出についての質問等は、所属学部・研究科の奨学金事務担当に問い合わせてください。